



国土交通省近畿地方整備局

Kinki Regional Development Bureau

Ministry of Land Infrastructure, Transport and Tourism

近畿地方整備局 京都国道事務所	配布日時	平成30年 9月21日(金) 14時00分
資料配布		

件名	京都府警察本部との合同取締り (特殊車両・過積載)の実施結果について
----	---------------------------------------

概要	<p>○道路構造の長寿命化につながる特殊車両の適正な通行を確保するため、国道171号にて、取締りを実施いたしました。</p> <p>○日時：平成30年9月18日(火) 午前10時より2時間</p> <p>○場所：京都府乙訓郡大山崎町大山崎地先 国道171号大山崎ICより大阪方面に約0.7km (大山崎車両計量所)</p> <p>○特殊車両取締結果(過積載車両除く)</p> <table><tr><td>取締台数</td><td>4台</td></tr><tr><td>うち 違反件数</td><td>1台</td></tr><tr><td> 口頭指導</td><td>1台</td></tr><tr><td> 警告</td><td>3台</td></tr></table> <p>○当初予定していました9月12日予定を延期して実施した為、ヘリコプターを活用した取締りは行いませんでした。</p> <p>※特殊車両とは、車両の構造が特殊である車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、幅、長さ、高さ及び総重量のいずれかの一般的制限値を超える車両になります。</p>	取締台数	4台	うち 違反件数	1台	口頭指導	1台	警告	3台
取締台数	4台								
うち 違反件数	1台								
口頭指導	1台								
警告	3台								

取扱い	
-----	--

資料場所	京都府政記者クラブ
------	-----------

問合せ先	国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所 副所長 <small>まつだ</small> 松田 <small>なおき</small> 直記 (内線205) 管理第一課長 <small>もりもと</small> 森本 <small>こうじ</small> 弘二 (内線431) TEL075-351-3300 (代表)
------	---



国土交通省近畿地方整備局

Kinki Regional Development Bureau

Ministry of Land Infrastructure, Transport and Tourism

近畿地方整備局 京都国道事務所	配布日時	平成30年 9月10日(月) 14時00分
資料配布		

件名	ヘリコプターを活用した京都府警察本部との合同交通取締り (特殊車両・過積載)の実施について
----	--

概要	<p>○道路構造の長寿命化につながる特殊車両の適正な通行を確保するため、国道171号にて、取締りを実施いたします。</p> <p>○日時：平成30年9月12日(水)午前10時より2時間 雨天の場合は9月18日(火)の同時刻です。 雨天により中止する場合がありますので、実施の有無についてのお問い合わせは、当日12日の午前8時30分以降にお願いいたします。</p> <p>○場所：京都府乙訓郡大山崎町大山崎地先 国道171号大山崎ICより大阪方面に約0.7km (大山崎車両計量所)</p> <p>○当日の取材を希望される場合には、別紙用紙を記入のうえ、事前の連絡をお願いします。 ※特殊車両とは、車両の構造が特殊である車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、幅、長さ、高さ及び総重量のいずれかの一般的制限値を超える車両になります。</p>
----	--

取扱い	取締り終了後(9月12日(水)13時以降)
-----	-----------------------

配布場所	京都府政記者クラブ
------	-----------

問合せ先	国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所 副所長 まつだ なおき 松田 直記(内線205) 管理第一課長 もりもと こうじ 森本 弘二(内線431) TEL 075-351-3300(代表)
------	---

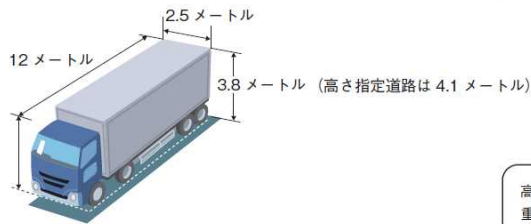
特殊車両とは

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を次のとおり定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。

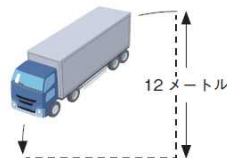
原則、下記の寸法や重量の一般的制限値を1つでも超える場合は、通行許可が必要です。

○一般的制限値

車両の幅、長さ、高さ



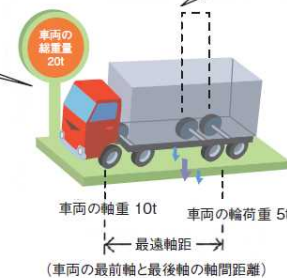
車両の最小回転半径



車両の総重量、軸重、隣接軸重および輪荷重

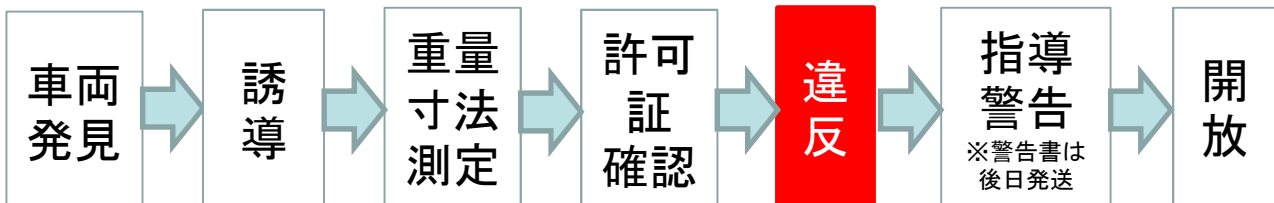
18.0t: 隣り合う車軸の軸距が1.8m未満
19.0t: 隣り合う車軸の軸距が1.3m以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5t以下
20.0t: 隣り合う車軸の軸距が1.8m以上

高速自動車国道および重さ指定道路は25.0t



(車両の最前軸と最後軸の軸間距離)

特殊車両取締りの流れについて



違反車両への対応について

無許可の車両や許可条件に違反した車両の通行により道路構造物の劣化を早めることとなることから、これらの違反車両には文書による指導警告を行います。繰り返し違法走行を行っている者には事務所に呼び出し是正指導を行う他、違反者の名称等を公表するなどの措置を講じます。

(道路法より抜粋)

第四七条(抜粋)

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両(人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあつてはその状態におけるものをいい、他の車両を牽引している場合にあつては当該牽引されている車両を含む。以下本節及び第八章中同じ。)の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、政令で定める。

2 車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。

第四七条の二(抜粋)

道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第二項の規定又は同条第三項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を付して、同条第一項の政令で定める最高限度又は同条第三項に規定する限度を超える車両(次条第一項及び第七十二条の二第一項において「限度超過車両」という。)の通行を許可することができる。

5 道路管理者は、第一項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

6 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る通行中、当該許可証を当該車両に備え付けていなければならない。

取材 FAX 申込書

京都国道事務所 管理第一課 森本・小野 宛

FAX 075-351-3367

9月11日(火) 17時〆切

貴社名	
ご参加人数	
ご担当者氏名	氏名 所属部署名等
ご連絡先	郵便番号 〒 _____ 住所 電話番号 (_____)
当日集合方法	車 ・ 徒歩 ・ その他 (_____)

※送付状は不要ですので、本紙のみをそのままFAXして下さい。

集合場所(大山崎車両計量所)

【取材事前登録 問い合わせ先】

○担当者 国土交通省

近畿地方整備局 京都国道事務所

管理第一課 森本・小野 (内線 431・436)

OTEL 075-351-3300 (代表)

